

令和2年度

事業計画書

令和２年度農業保険事業推進の基本方針

令和元年度は、10月に発生した台風19号により東日本を中心に甚大な被害が発生し、本県においても農業保険事業の全てに被害が発生したことから、組織を挙げて損害評価の実施と共済金の早期支払い等に努め、被災組合員に対する支援に全力を挙げて取り組んできた。

全国的にも自然災害が頻発する中で、農業者の経営安定はもとより地域の農業生産の維持・発展に大きな役割を果たしているのが農業保険であり、そのことは農業者をはじめ関係機関・団体からも認識をされており収入保険及び農業共済両事業の一層の普及推進と加入拡大が求められている。

組合は、青色申告者を対象とする収入保険の普及・推進と、農作物共済が選択加入制に移行する中においても有資格者を把握し農業共済事業の完全引受に努めてきた。

収入保険と農業共済の2つの事業が実施されてから2年目となる今年度は、農業保険事業の実施主体として、農業者の「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築し相当の確率で発生する災害に備えていただくよう努めるのが組合の使命である。

本組合は、引き続き全国運動として実施している「安心の未来」拡充運動を積極的に展開し、顧客リストに基づく農業保険事業の推進によって無保険者を出さずに全ての農業者に対してセーフティネットを提供すべく、組織を挙げて次の事項を重点に取り組むこととする。

1 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

- (1) 収入保険・農業共済両事業の加入推進の一層の強化
- (2) 園芸施設共済の加入率向上に向けた加入推進
- (3) 建物・農機具共済の加入推進による補償の充実強化

2 推進体制の構築・整備

- (1) 年間の加入推進計画に基づく効率的な加入推進体制の構築
- (2) 顧客リストを活用した加入推進体制の検討
- (3) 関係機関団体との連携強化

3 事業運営基盤の強化

- (1) N O S A I 基礎組織との連携強化
- (2) 適正な損害評価の実施のための体制強化
- (3) 家畜診療所の安定経営

4 広報・広聴活動の充実強化

- (1) 効果的な広報活動の実践
- (2) 広報紙による適時的確な情報の発信
- (3) 農業共済新聞の普及拡大による制度理解の向上
- (4) 農業者のニーズ把握とその実現に向けた取り組みの強化

5 コンプライアンス態勢の強化

- (1) 各種リスクの体系的管理の徹底による態勢強化
- (2) 理事委員会によるガバナンスの強化
- (3) 監査機能の強化による業務執行体制の適正化
- (4) 農業保険事業実施主体としてコンプライアンス態勢の強化

6 人材の育成と職員の資質向上

- (1) 農業保険の加入推進に必要な専門的人材の育成
- (2) 農業者の経営発展を支援できる人材の育成

令和２年度 事業予定計画書

１ 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 支所		組合員数	農作物共済		家畜共済					
			水稻	麦	死亡廃用					
					乳用牛 (子牛等)		肉用牛 (子牛等)		一般馬	
					搾乳牛	育成乳牛 (子牛等)	繁殖用 雌牛	育成・肥育牛 (子牛等)	繁殖用 雌馬	育成・肥育馬
区域内の概数 (A)	戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	県 南	14,043	741,589	21,036	5,160	3,807	2,592	17,607	0	0
	宮城中央	9,200	781,947	20,857	1,337	567	1,380	4,750	0	2
	亘理名取	5,345	573,394	6,178	270	140	80	450	0	0
	六 の 国	6,269	693,300	0	3,423	1,302	3,867	8,162	7	0
	大 崎	10,668	1,347,000	68,000	1,710	1,380	3,650	13,800	0	0
	栗 原	9,127	990,000	0	1,323	737	4,192	10,116	0	0
	迫	13,547	1,200,000	18,361	2,277	1,172	8,931	43,108	1	0
	石 巻	6,426	843,900	80,000	547	418	1,522	5,693	0	0
	合 計	74,625	7,171,130	214,432	16,047	9,523	26,214	103,686	8	2
前年度引受実績	県 南	12,883	580,587	4,361	4,371	3,241 (269)	2,434	16,822 (1,383)	0	0
	宮城中央	8,890	671,569	14,471	1,118	550 (47)	1,330	4,829 (514)	0	2
	亘理名取	5,472	507,693	2,848	278	142 (25)	72	443 (29)	0	0
	六 の 国	5,906	602,477	0	2,774	1,116 (100)	3,316	7,776 (1,573)	2	0
	大 崎	10,213	1,198,399	56,007	1,770	646 (27)	3,745	11,546 (1,077)	0	0
	栗 原	8,375	828,440	0	1,133	590 (65)	4,112	9,713 (1,589)	0	0
	迫	12,947	1,031,785	11,366	2,044	1,128 (105)	8,441	39,653 (2,606)	0	0
	石 巻	6,156	678,708	51,800	583	203 (11)	1,475	4,356 (394)	0	0
	合 計	70,842	6,099,658	140,853	14,071	7,616 (649)	24,925	95,138 (9,165)	2	2
本年度引受計画 (B)	県 南	12,497	479,590	4,361	4,302	3,089 (255)	2,520	16,552 (1,418)	0	0
	宮城中央	8,623	615,944	13,606	1,080	491 (40)	1,290	4,416 (517)	0	2
	亘理名取	5,308	433,329	2,848	270	140 (26)	80	450 (32)	0	0
	六 の 国	5,729	578,200	0	2,663	1,200 (100)	3,183	7,620 (1,541)	2	0
	大 崎	9,907	1,010,000	50,200	1,600	600 (30)	3,400	10,500 (845)	0	0
	栗 原	8,124	700,000	0	1,105	627 (61)	4,012	8,608 (1,499)	0	0
	迫	12,559	981,785	11,300	2,030	1,107 (116)	8,419	39,370 (2,614)	0	0
	石 巻	5,971	632,600	49,700	508	166 (7)	1,460	4,287 (357)	0	0
	合 計	68,717	5,431,448	132,015	13,558	7,420 (635)	24,364	91,803 (8,823)	2	2
本年度引受予定率 (B)/(A)		92.1%	75.7%	61.6%	84.5%	77.9%	92.9%	88.5%	25.0%	100.0%

※端数処理の関係で合計が必ずしも一致しない。

※家畜共済の死亡廃用の前年度引受実績は、制度改正前の引受頭数を含まない。

共済目的等 支所		家畜共済									
		死亡廃用					疾病傷害				
		種豚	肉豚	種雄牛	種雄馬	計	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	種雄牛
区域内の概数（Ａ）	県 南	頭 5,451	頭 34,906	頭 0	頭 0	頭 69,523	頭 5,738	頭 5,289	頭 0	頭 3,616	頭 0
	宮城中央	3	240	3	0	8,282	1,285	3,400	2	3	3
	亘理名取	0	0	0	0	940	275	185	0	0	0
	六 の 国	2,679	16,649	0	0	36,089	3,535	5,943	7	2,679	0
	大 崎	2,370	14,300	7	0	37,217	2,320	14,150	0	2,370	7
	栗 原	1,150	11,700	4	0	29,222	1,613	8,126	0	1,150	4
	迫	5,994	27,348	6	0	88,837	2,833	29,873	1	5,994	6
	石 巻	512	5,065	0	0	13,757	719	5,845	0	0	0
	合 計	18,159	110,208	20	0	283,867	18,318	72,811	10	15,812	20
前年度引受実績	県 南	1,013	9,527	0	0	37,408 (1,652)	4,819	4,639	0	20	0
	宮城中央	0	0	0	0	7,829 (561)	1,188	3,291	2	0	0
	亘理名取	0	0	0	0	935 (54)	285	173	0	0	0
	六 の 国	0	0	0	0	14,984 (1,673)	2,700	5,529	2	0	0
	大 崎	255	1,701	7	0	19,670 (1,104)	1,207	9,126	0	11	7
	栗 原	0	0	3	0	15,551 (1,654)	1,353	7,475	0	0	3
	迫	516	3,078	5	0	54,865 (2,711)	2,067	17,385	0	20	5
	石 巻	0	0	0	0	6,617 (405)	611	2,852	0	0	0
	合 計	1,784	14,306	15	0	157,859 (9,814)	14,230	50,470	4	51	15
本年度引受計画（Ｂ）	県 南	961	8,274	0	0	35,698 (1,673)	4,694	4,587	0	24	0
	宮城中央	0	0	0	0	7,279 (557)	1,125	3,220	2	0	0
	亘理名取	0	0	0	0	940 (58)	275	185	0	0	0
	六 の 国	0	0	0	0	14,668 (1641)	2,646	5,445	2	0	0
	大 崎	250	1,560	5	0	17,915 (875)	1,200	8,710	0	10	5
	栗 原	0	0	3	0	14,355 (1,560)	1,342	7,500	0	0	3
	迫	516	3,078	5	0	54,525 (2,730)	2,058	17,252	0	20	5
	石 巻	0	0	0	0	6,421 (364)	521	2,805	0	0	0
	合 計	1,727	12,912	13	0	151,801 (9,458)	13,861	49,704	4	54	13
本年度引受予定率（Ｂ）／（Ａ）		9.5%	11.7%	65.0%	－	53.5%	75.7%	68.3%	40.0%	0.3%	65.0%

支所		共済目的等	家畜共済		計	果樹共済				畑作物共済					
			疾病傷害			収穫			樹体	大豆	ばれいしょ	そば	蚕繭		
			種雄馬	計		りんご	なし	計							
区内の概数（A）	県南	頭	0	14,643	頭	84,166	a	a	a	a	a	a	a	箱	78.50
	宮城中央		0	4,693		12,975	865	2,067	2,932	2,932	157,600	0	4,000		0
	亘理名取		0	460		1,400	4,294	0	4,294	4,294	55,092	0	1,889		0
	六の国		0	12,164		48,253	1,050	0	1,050	1,050	62,300	0	500		0
	大崎		0	18,847		56,064	282	868	1,150	1,150	297,000	2,300	0		0
	栗原		0	10,893		40,115	806	0	806	806	81,200	0	2,510		0
	迫		0	38,707		127,544	2,214	0	2,214	2,214	120,000	2,000	269		16.50
	石巻		0	6,564		20,321	0	0	0	0	205,000	1,400	4,720		0
	合計		0	106,971		390,838	11,308	10,936	22,244	22,244	1,017,098	5,700	19,345		95.00
前年度引受実績	県南		0	9,478		46,886 (1,652)	699	2,746	3,445	0	19,648	0	798		46.60
	宮城中央		0	4,481		12,310 (561)	228	263	491	0	131,688	0	0		0
	亘理名取		0	458		1,393 (54)	1,039	0	1,039	0	53,663	0	0		0
	六の国		0	8,231		23,215 (1,673)	0	0	0	0	50,696	0	0		0
	大崎		0	10,351		30,021 (1,104)	88	438	526	0	211,975	0	0		0
	栗原		0	8,831		24,382 (1,654)	81	0	81	0	9,772	0	435		0
	迫		0	19,477		74,342 (2,711)	468	0	468	0	68,473	0	0		16.25
	石巻		0	3,463		10,080 (405)	0	0	0	0	175,905	0	2,623		0
	合計		0	64,770		222,629 (9,814)	2,603	3,447	6,050	0	721,820	0	3,856		62.85
本年度引受計画（B）	県南		0	9,305		45,003 (1,673)	674	2,750	3,424	0	11,144	0	800		46.60
	宮城中央		0	4,347		11,626 (557)	191	201	392	0	130,000	0	300		0
	亘理名取		0	460		1,400 (58)	956	0	956	0	39,800	0	0		0
	六の国		0	8,093		22,761 (1,641)	0	0	0	0	48,000	0	0		0
	大崎		0	9,925		27,840 (875)	85	435	520	0	196,400	1,200	0		0
	栗原		0	8,845		23,200 (1,560)	81	0	81	0	9,400	0	450		0
	迫		0	19,335		73,860 (2,730)	450	0	450	0	42,267	2,000	269		16.50
	石巻		0	3,326		9,747 (364)	0	0	0	0	158,400	0	0		0
	合計		0	63,636		215,437 (9,458)	2,437	3,386	5,823	0	635,411	3,200	1,819		63.10
本年度引受予定率（B）/（A）		－	59.5%	55.1%		21.6%	31.0%	26.2%	0.0%	62.5%	56.1%	9.4%		66.4%	

共済目的等 支所		園芸施設共済											任意共済	
		ガラス室		プラスチックハウス								計	建物共済	農機具共済
		I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類甲	IV 類乙	V 類	VI 類	VII 類			
区域内の概数（A）	県 南	棟 0	棟 6	棟 0	棟 5,882	棟 5	棟 56	棟 89	棟 4	棟 5	棟 0	棟 6,047	棟 34,900	台 13,500
	宮城中央	0	6	0	2,823	0	55	30	18	3	0	2,935	24,150	10,050
	亘理名取	0	67	0	5,219	25	145	256	8	14	0	5,734	12,300	6,300
	六 の 国	0	2	1	4,098	0	34	18	12	0	0	4,165	15,300	11,200
	大 崎	0	2	0	7,620	50	75	160	20	5	0	7,932	29,200	12,200
	栗 原	0	0	0	1,711	1	24	16	4	1	0	1,757	28,000	9,000
	迫	0	0	0	5,894	9	27	81	9	9	0	6,029	36,200	12,000
	石 巻	0	7	0	5,622	32	87	39	2	0	0	5,789	20,300	9,700
	合 計	0	90	1	38,869	122	503	689	77	37	0	40,388	200,350	83,950
前年度引受実績	県 南	0	5	0	3,551	0	22	45	1	3	0	3,627	27,104	6,360
	宮城中央	0	3	0	1,944	0	15	11	2	1	0	1,976	14,354	4,665
	亘理名取	0	32	0	2,903	15	101	151	4	0	0	3,206	8,247	2,934
	六 の 国	0	0	1	2,534	0	14	14	11	0	0	2,574	10,629	3,407
	大 崎	0	1	0	3,046	0	13	21	2	0	0	3,083	16,952	6,035
	栗 原	0	0	0	1,616	1	6	7	4	0	0	1,634	16,613	5,102
	迫	0	0	0	3,353	3	11	45	2	5	0	3,419	18,172	4,317
	石 巻	0	6	0	2,275	15	59	24	0	0	0	2,379	8,117	4,229
	合 計	0	47	1	21,222	34	241	318	26	9	0	21,898	120,188	37,049
本年度引受計画（B）	県 南	0	5	0	3,609	0	23	50	1	2	0	3,690	26,620	6,275
	宮城中央	0	3	0	1,786	0	14	10	2	1	0	1,816	11,600	4,670
	亘理名取	0	32	0	2,922	18	104	153	4	0	0	3,233	8,060	2,781
	六 の 国	0	0	1	2,480	0	14	13	10	0	0	2,518	10,200	3,235
	大 崎	0	1	0	2,798	0	11	19	1	0	0	2,830	16,470	6,000
	栗 原	0	0	0	1,660	1	6	7	4	0	0	1,678	16,129	4,908
	迫	0	0	0	3,286	3	10	45	2	4	0	3,350	17,700	4,302
	石 巻	0	6	0	2,112	14	59	24	0	0	0	2,215	7,864	4,108
	合 計	0	47	1	20,653	36	241	321	24	7	0	21,330	114,643	36,279
本年度引受予定率（B）/（A）		－	52.2%	100.0%	53.1%	29.5%	47.9%	46.6%	31.2%	18.9%	－	52.8%	57.2%	43.2%

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物・果樹・畑作物・園芸施設共済・家畜共済事業の規模

項 目 共済目的等			引				受		共済金額
			本年度予定		前年度実績				
			引受面積等	引受収量	引受面積等	引受収量			
農作物共済	水稲	一 筆	5,431,448 a	199,342,556 kg	6,057,859 a	222,620,837 kg	35,492,614 千円		
		半相殺			37,719 a	1,603,045 kg			
		全相殺			3,341 a	159,316 kg			
		インデックス			739 a	28,800 kg			
		品 質			a				
	小 計	5,431,448 a	199,342,556 kg	6,099,658 a	224,411,998 kg	35,492,614			
	麦	一 筆			a	kg			
		半相殺			a	kg			
		全相殺			a	kg			
		インデックス			a	kg			
		災害収入	132,015 a		140,853 a		218,224		
	小 計	132,015 a		140,853 a		218,224			
	計	5,563,463 a		6,240,510 a		35,710,838			
	家畜共済	死亡廃用	乳用牛	搾乳牛	13,558 頭	14,071 頭	3,748,781		
育成牛 (子牛等)				7,420 頭 (635) 頭	7,616 頭 (649) 頭	1,875,730			
肉用牛			繁殖用雌牛	24,364 頭	24,925 頭	9,282,012			
			育成・肥育牛 (子牛等)	91,803 頭 (8,823) 頭	95,138 頭 (9,165) 頭	44,924,067			
一般馬			繁殖用雌馬	2 頭	2 頭	425			
			育成・肥育馬	2 頭	2 頭	1,983			
種豚			1,727 頭	1,784 頭	53,914				
肉豚			12,912 頭	14,306 頭	157,124				
種雄牛			13 頭	15 頭	6,694				
種雄馬			0 頭	0 頭	0				
計 (子牛等)			151,801 頭 (9,458) 頭	157,859 頭 (9,814) 頭	60,050,730				
疾病傷害		乳用牛	13,861 頭	14,230 頭	279,753				
		肉用牛	49,704 頭	50,470 頭	736,566				
		一般馬	4 頭	4 頭	84				
		種豚	54 頭	51 頭	200				
		種雄牛	13 頭	15 頭	348				
		種雄馬	0 頭	0 頭	0				
		計	63,636 頭	64,770 頭	1,016,951				
計 (子牛等)		215,437 頭 (9,458) 頭	222,629 頭 (9,814) 頭	61,067,681					
果樹共済		収穫	りんご	2,437 a	2,603 a	86,367			
			な し	3,386 a	3,447 a	129,774			
			計	5,823 a	6,050 a	216,141			
		樹 体	a	a					
畑作物共済		大 豆	635,411 a	8,713,412 kg	721,821 a	9,874,148 kg	1,944,411		
	ばれいしょ	3,200 a	852,000 kg	0 a	0 kg	98,280			
	そ ば	1,819 a	3,582 kg	3,856 a	6,348 kg	934			
	蚕 繭	63 箱	1,660 kg	63 箱	1,654 kg	3,935			
	計		9,570,654 kg		9,882,150 kg	2,047,559			
園芸施設共済	ガラス室	I 類	0 棟	0 棟	0				
		II 類	47 棟	47 棟	472,402				
		I 類	1 棟	1 棟	82				
		II 類	20,653 棟	21,222 棟	3,849,779				
		III 類	36 棟	34 棟	162,483				
		IV 類甲	241 棟	241 棟	781,625				
		IV 類乙	321 棟	318 棟	2,903,543				
		V 類	24 棟	26 棟	136,745				
		VI 類	7 棟	9 棟	2,357				
	VII 類	0 棟	0 棟	0					
計	21,330 棟	21,898 棟	8,309,016						
合 計					107,351,235				

※端数処理の関係で合計が必ずしも一致しない。

共済掛金			保険料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済 掛 金 F=C+E	備 考
総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
千円 406,838	千円 203,419	千円 203,419	千円 354,016	千円 △ 150,597	千円 52,822	
406,838	203,419	203,419	354,016	△ 150,597	52,822	
16,422	8,734	7,688	3,105	5,629	13,317	
16,422	8,734	7,688	3,105	5,629	13,317	
423,260	212,153	211,107	357,120	△ 144,968	66,140	
243,825	121,913	121,912	37	121,876	243,788	
17,656	8,828	8,828	19	8,809	17,637	
125,743	62,871	62,872	93	62,778	125,650	
437,109	218,555	218,554	449	218,106	436,660	
11	5	6	0	5	11	
27	13	14	0	13	27	
168	84	84	1	83	167	
371	148	223	2	146	369	
272	136	136	0	136	272	
0	0	0	0	0	0	
825,182	412,553	412,629	601	411,952	824,581	
171,458	85,729	85,729	3	85,726	171,455	
299,941	149,970	149,971	7	149,963	299,934	
26	13	13	0	13	26	
77	38	39	0	38	77	
27	13	14	0	13	27	
0	0	0	0	0	0	
471,529	235,763	235,766	10	235,753	471,519	
1,296,711	648,316	648,395	611	647,705	1,296,100	
1,384	692	692	206	486	1,178	
4,673	2,336	2,337	2,553	△ 217	2,120	
6,057	3,028	3,029	2,759	269	3,298	
165,550	91,052	74,498	41,111	49,941	124,439	
6,536	3,595	2,941	1,849	1,746	4,687	
121	67	54	66	1	55	
112	56	56	42	13	69	
172,318	94,769	77,549	41,153	53,616	131,165	
0	0	0	0	0	0	
4,030	2,013	2,017	1,288	725	2,742	
2	1	1	0	1	2	
177,553	88,775	88,778	50,723	38,052	126,830	
6,555	3,276	3,279	3,095	181	3,460	
11,341	5,668	5,673	3,983	1,685	7,358	
22,096	11,045	11,051	4,146	6,899	17,950	
1,145	572	573	118	454	1,027	
202	100	102	28	72	174	
0	0	0	0	0	0	
222,924	111,450	111,474	63,381	48,069	159,543	
2,121,270	1,069,716	1,051,554	465,025	604,691	1,656,245	

(2) 任意共済事業の規模

項目 共済目的		引 受				共 済 金 額
		本 年 度 予 定		前 年 度 実 績		
		建 物 棟 数	農機具台数	建 物 棟 数	農機具台数	
建 物	総 合	棟 18,199	台 /	棟 19,091	台 /	千円 173,389,460
	火 災	96,444		101,097		1,211,117,410
	計	114,643		120,188		1,384,506,870
農 機 具	損 害	/	36,259	/	37,024	93,199,440
	更 新		20		25	136,000
	計		36,279		37,049	93,335,440
計		114,643	36,279	120,188	37,049	1,477,842,310
保険割合		地震等 50%		保険手数料率		総合 16.90%
		地震等以外 30%				火災 40.45%

項目 共済目的		共済掛金、賦課金			任 意 保険料 C	保 険 手数料 D	手持共済 掛 金 E= A-B-C+D	備 考
		総 額 A	純共済 掛金	事務費 賦課金 B				
建 物	総 合	千円 484,775	千円 378,531	千円 106,244	千円 186,085	千円 31,448	千円 223,894	
	火 災	1,182,229	650,545	531,684	354,669	143,463	439,339	
	計	1,667,004	1,029,076	637,928	540,754	174,911	663,233	
農 機 具	損 害	334,075	195,558	138,517	/	/	195,558	
	更 新	11,528	11,121	407	/	/	11,121	
	計	345,603	206,679	138,924	/	/	206,679	
計		2,012,607	1,235,755	776,852	540,754	174,911	869,912	

共済金額合計

	本年度計画	前年度計画	増 減
	千円	千円	千円
制 度 共 済	107,351,235	90,095,094	17,256,141
任 意 共 済	1,477,842,310	1,533,300,430	△ 55,458,120
合 計	1,585,193,545	1,623,395,524	△ 38,201,979

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受方式等選択の周知

引受方式、補償割合、単位当たり共済金額を経営の実態に即して選択できることを周知徹底する。

また、一筆方式廃止を見据え、将来に向けお勧めの方式を提案できるよう、加入者の加入要件資格の有無を整理するなど情報収集に努める。

(イ) 顧客リストの整備

NOSA I 基礎組織者、関係機関団体の協力を得て、把握している有資格農業者の情報を基に、顧客リストを整備する。

(ウ) 有資格農業者への加入推進

ア) 顧客リストを基に加入推進を実施し引受規模の維持を図る。

イ) 無保険者を出さないよう農業共済制度及び農業経営収入保険制度のいずれかの制度に加入をいただくよう推進する。

ウ) 一筆方式の令和4年産からの廃止及びインデックス方式の導入等、制度改正を踏まえ加入方式の移行等について丁寧な制度説明の実施。

エ) 加入申込方法と一体化処理事務により、関係機関と情報交換しながら推進する。

(エ) 共済掛金の期限内納入の徹底

共済関係の解除とならないよう共済掛金等の事業規程払込期限内の納入督促に努める。

なお、過年度未収共済掛金については、解消計画を立て早期解消に努める。

(2) 家畜共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

農業者が家畜共済若しくは収入保険のいずれかのセーフティネットに加入して経営安定を図ることができるように次のことに取り組む。

(ア) 適切な制度選択の支援

ア) 家畜共済と農業経営収入保険の仕組みの普及

イ) 制度選択の検討に必要な資料・情報の提供

(イ) 農業経営体自ら行う備えの支援

ア) 顧客リストの継続的な整備

- イ) 未加入者のリスク対策確認の計画的な取組み
- ウ) 農業者組織等への制度の普及

イ 推進体制の構築・整備

- (ア) 事業横断的で効率的な加入推進体制の確立
- (イ) 加入推進にあたる職員の教育・研修の展開

ウ 事業運営基盤の強化

農業者に継続してサービスを提供していく事業基盤を強化するため、次のことに取り組み、業務の適正化、合理化・効率化を進める。

- (ア) 自主点検と改善の日常化
- (イ) 標準システムに準拠した効率的な事務処理体制の構築
- (ウ) 関係機関・団体との連携強化

エ 家畜診療所の安定経営

- (ア) 獣医職員の確保と獣医療提供体制の整備
- (イ) 獣医職員の獣医療技術研鑽と人材育成
- (ウ) 適切な獣医療サービス対価の設定

オ 次期制度改正に向けた情報整備と検討

(3) 果樹共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

- (ア) 顧客リストの整備

NOSA I 基礎組織、関係機関団体の協力を得て顧客リストを整備する。

なお、有資格面積の結果は、結果樹面積調査の補完情報として東北農政局統計部統計調査チームに情報提供する。

- (イ) 有資格農業者への加入推進

顧客リストを基に、戸別訪問等により提案型推進を展開し、事業計画目標を達成する。令和4年産から特定危険方式及び樹園地単位方式の廃止に伴い総合短縮方式への加入移行を推し進めるとともに、新設された地域インデックス方式及び樹体共済制度について丁寧に説明し加入の意思等確認を徹底する。

また、収入保険に加入した農業者には、樹体共済の加入を推進する。

- (ウ) 適正な引受の推進

ア) 組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の周知。

- イ) 園地台帳、植栽図の整備

NOSA I 基礎組織の協力を得て、園地台帳および植栽図の補正を行い、適

正な引受に努める。

ウ) 引受に係る現地調査の徹底

加入申込みのあった農業者について、N O S A I 基礎組織の協力を得て現地調査等により栽培の実態を正確に把握し、適正な引受に努める。

エ) 共済掛金等の期限内納入の徹底

共済関係の解除とならないよう共済掛金等の事業規程期限内の納入督促に努める。

(4) 畑作物共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 顧客リストの整備

N O S A I 基礎組織者、関係機関団体の協力を得て、把握している有資格農業者の情報を基に、顧客リストを整備する。

(イ) 有資格農業者への加入推進

全ての有資格農業者を対象に、ばれいしょ・そば・大豆及び蚕繭を加入推進する。ばれいしょ・そばは全相殺方式およびインデックス方式の制度理解をいただきながら推進し、大豆共済では全相殺方式を中心に推進する。

また、蚕繭共済は補償割合の選択の拡大等を説明しながら加入推進に努め、事業計画目標を達成する。未加入者に対しては戸別訪問等により制度・仕組みの説明と加入の意思等確認を徹底する。

(ウ) 適正な引受の推進

ア) 単位当たり共済金額選択の周知

共済金の支払額算定における面積払との関係を説明し、適切な単位当たり共済金額の選択が行われるよう推進する。

イ) 引受方式・補償割合の選択

引受方式及び補償割合が拡充されたことから適切な選択を推進する。

ウ) 組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の周知

エ) 蚕繭について掃立計画の早期把握と確かな補償の推進

オ) 共済掛金の期限内納入の徹底

共済関係の解除とならないよう共済掛金等の事業規程払込期限内の納入督促に努める。

(5) 園芸施設共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 顧客リストの整備

NOSA I 基礎組織、関係機関団体の協力を得て顧客リストを整備する。

(イ) 有資格農業者への加入推進

ア) 全ての有資格農業者を対象に、提案型推進を展開し、事業計画目標を達成する。

イ) 国や県、市町村等の補助事業により導入される園芸施設に対し、制度説明・加入推進を行う。

ウ) 制度改正の内容について丁寧に説明しNOSA I 基礎組織の協力を得て、戸別訪問等により加入の意思等確認を徹底する。

エ) 収入保険に加入した農業者には、園芸施設共済（本体）の加入を推進する。

オ) 農業者の集団とハウスの補強や園芸施設共済への集団加入等に取り組む旨の協定を締結し、共済掛金等を割り引く措置を利用し、新規加入者を含めた加入拡大に取り組む。

(ウ) 附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の推進

ガラス室及び鉄骨ハウスの推進に当たっては、附帯施設、施設内農作物、撤去費用及び復旧費用のセット加入を推進する。

施設内農作物については、栽培者ごとの近年の病虫害発生状況等を関係機関・団体から情報を取得し、農家ニーズに即した補償を提案し推進する。

(エ) 適正な引受の推進

ア) 組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の周知。

イ) 現地調査体制の強化

現地調査の実施体制を強化し、適正な引受に努める。

(6) 任意共済

(建物共済)

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受拡大方策

ア) 新たな加入資格者への加入推進

加入資格基準が拡充されたことを踏まえ、新たに加入資格者となった農業従事者に対する加入推進を行う。

イ) 総合共済の加入推進

加入限度額及び地震等補償割合を引き上げた総合共済について、多発する自然災害に備えた加入推進を行う。

ウ) 新築住宅・農作業場等の加入推進

新築された住宅・農作業場等について、共済部長や関係機関の協力を得て情報を入手し加入推進を行う。

(イ) 自動継続特約の展開

引受業務の効率化等を図るため、同特約の推進を展開する。

(ウ) 既加入者の補償充実方策

既加入者の補償の充実を図るため、臨時費用担保特約・小損害実損填補特約等の加入推進を行う。

ア) 臨時費用担保特約の推進

臨時費用担保特約について、引上げとなった給付率 30%の付帯をお勧めして、同特約の加入推進に努める。

イ) 小損害実損填補特約の推進

小損害実損填補特約について、付保割合 80%未満の住宅に対する付帯をお勧めして、同特約の加入推進に努める。

ウ) 収容農産物補償特約の推進

収容農産物補償特約について、保管中の農産物に対する災害に備えるため、同特約の加入推進に努める。

エ) 自動継続特約加入者に対する補償充実の検討

自動継続特約の期間が長期（6 年以上）で設定されている加入者に対して、期間の途中における補償の充実を図るための方策を検討する。

オ) 家具類の推進

住宅物件で未加入となっている家具類に対する付帯をお勧めして、家具類の加入推進に努める。

(エ) 建物共済未加入者に対する推進

ア) 制度共済加入者のうち建物共済の未加入者に対する加入推進に努めるとともに、農業共済、収入保険の推進と併せて建物共済の加入推進に努める。

イ) 畜舎未加入者を抽出して、家畜共済の推進とタイアップした加入推進に努める。

(オ) 農業法人への加入推進

農業法人の加入状況を把握し、所有する建物の加入推進に努める。

併せて、同法人の構成員に対する加入推進に努める。

(カ) 共済部長との連携強化

ア) 共済部長への仕組み内容説明と推進協力依頼

加入推進は共済部長による“顔の見える推進”が中心であり、共済部長の協力体制が不可欠であることから、共済部長へ仕組み内容を説明して推進の協力を依頼する。

イ) 職員推進との役割分担・連携強化による効果的な推進体制の確立

職員による加入推進と共済部長による加入推進の役割分担を明確にした効率的・効果的な推進体制を確立する。

(キ) 適正な引受の推進

ア) 引受審査要領に基づく引受業務の徹底

引受審査要領に基づき適正な引受業務を徹底する。

イ) 予約加入の完全引受と共済掛金等の完全徴収

予約加入の完全引受を確保するとともに、継続加入者の共済掛金等が未納とならないよう共済掛金等の完全徴収に努める。

ウ) 加入申込書の管理

加入申込書の提出遅延による継続漏れ防止のため、配付及び回収管理を徹底する。

(農機具共済)

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受拡大方策

ア) 新規導入農機具の加入推進

新規に導入される農機具について、関係機関や農機具販売業者の協力を得て情報を入手し加入推進を行う。

イ) 総合共済の加入推進

稼働中の事故をも補償する総合共済について、共済掛金等の無事故割引制度を周知し総合共済の加入推進に努める。

ウ) 火災共済の加入推進強化

経済的理由等により総合共済への加入継続を見合わせる農機具及び加入制限農機具(経過年数が農機具共済耐用年数7年に10年を加えた年数を超過した農機具)について、万一の火災、落雷等の災害に備え、掛金負担の少ない火災共済の加入を勧める。

エ) 新調達価額までの加入推進

消費税率の改定により新調達価額の変更が生じることから、適正な新調達価

額を算出して同額の共済金額をお勧めし加入推進に努める。

オ) 特約の加入推進

補償の充実と適正な補償を図るため、臨時費用担保特約、地震等担保特約、付保割合条件付実損填補特約等の付帯をお勧めし加入推進に努める。

尚、臨時費用担保特約が付帯されていない農機具に対しては、消費税率の改定による新調達価額までの共済金額をお勧めするため、共済掛金等が増額することから、火災共済物件のみに付帯して加入推進を行う。

(イ) 農機具共済未加入者に対する推進

制度共済加入者のうち農機具共済の未加入者に対する加入推進に努めるとともに、農業共済、収入保険の推進と併せて農機具共済の加入推進に努める。

(ウ) 農機具展示会におけるPR

農機具販売店等が開催する農機具展示会にPRブースを出展し、農機具共済の普及と加入推進に努める。

(エ) 共済部長との連携強化

ア) 共済部長への仕組み内容説明と推進協力依頼

加入推進は共済部長による“顔の見える推進”が中心であり、共済部長の協力体制が不可欠であることから、共済部長へ仕組み内容を説明して推進の協力を依頼する。

イ) 職員推進との役割分担・連携強化による効果的な推進体制の確立

職員による加入推進と共済部長による加入推進の役割分担を明確にした効率的・効果的な推進体制を確立する。

(オ) 適正な引受の推進

ア) 新規加入農機具の現物確認の徹底

農機具の新規加入や入替え時に、加入機種の様式等と新調達価額を把握するため現物確認を徹底する。

イ) 異動連絡の周知徹底

共済責任期間中の異動連絡の周知徹底に努める。

ウ) 予約加入の完全引受と共済掛金等の完全徴収

予約加入の完全引受を確保するとともに、継続加入者の共済掛金等が未納とならないよう共済掛金等の完全徴収に努める。

エ) 無事故割引・有事故割増制度の周知

総合共済における共済掛金率の適用に当たり、無事故割引・有事故割増

制度を周知する。

(カ) 料率改定等の検討

農機具共済事業のより適正かつ安定的な運営を図るため、料率と免責基準の改定等に向けて検討を行う。

4 損害評価の適正化方策

(1) 農作物共済

(水稻、麦)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知

ア) 水稻、麦の生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握

被害（生育）概況を作物の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査し、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ) 適時的確な損害通知の徹底

定期的な被害（生育）概況調査により農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出するとともに、被害の発生状況、拡大・昂進状況に応じて適切に損害通知する。

ウ) 適正な被害申告の励行

登熟不良等被害収穫前判定システムの判定、現地調査結果、関係機関・団体からの情報等から総合的に判断し、被害が見込まれる加入者に適正な被害申告を促す。

エ) 農家申告抜取調査

半相殺方式の農家申告抜取調査について加入者へ周知するとともに円滑な調査実施に努める。

オ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

損害評価研修会等により職員の調査技術向上と知識習得を進め、調査体制を整備・強化する。

(イ) 全筆調査の精度向上

ア) 損害評価研修会の開催

イ) 適切な損害評価地区の設定

- ウ) 損害評価員適任者の確保
- エ) 損害評価会委員等に対する損害評価結果のフィードバック
- (ウ) 適正な抜取調査、施設計量等調査等の推進
- (エ) 被害申告をした加入者に対する適切な損害評価結果の通知

(2) 家畜共済

- ア 適正な事故処理と共済金の早期支払い
- イ 事故審査体制の強化と効率化
- ウ 関係機関・団体との連携による獣医療提供体制整備

(3) 果樹共済

- ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）
 - (ア) 基準収穫量の適正な設定
現地調査による実態に即した設定指数と過去の損害評価結果を反映した修正係数を適用し、適正に基準収穫量を設定する。
 - (イ) 被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知
 - ア) 果樹の生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握
被害（生育）概況を、果樹の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査して、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。
 - イ) 適時的確な損害通知の徹底
定期的な被害（生育）概況調査により農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出するとともに、被害の発生状況、拡大・昂進状況に応じた適切な損害通知の実施に努める。
 - ウ) 適正な被害申告の励行
広報紙を活用するなどして加入者に制度・仕組みを普及するとともに、損害発生時の速やかな被害申告を促す。
 - エ) 農家申告抜取調査
半相殺減収総合一般方式及び短縮方式の損害評価が農家申告抜取調査により実施されることについて周知し、被害申告内容に漏れがないよう徹底する。
 - オ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化
- (ウ) 適正な損害評価の推進
 - ア) 損害評価技術研修会の開催
 - イ) 損害評価体制の整備・強化

ウ) 現地調査における関係機関からの技術指導

関係機関の技術指導を得て、公平な分割評価の実施など、適正な損害評価に努める。

(エ) 被害申告をした加入者に対する適切な損害評価結果の通知

(4) 畑作物共済

(大豆)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知

ア) 大豆の生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握
被害（生育）概況を作物の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査し、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ) 適時的確な損害通知の徹底

定期的な被害（生育）概況調査により農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出するとともに、被害の発生状況、拡大・昂進状況に応じて適切に損害通知する。

ウ) 適正な被害申告の励行

広報紙等を活用して加入者に制度・仕組みを普及するとともに、損害発生時の速やかな被害申告を促す。

エ) 農家申告抜取調査

半相殺方式の農家申告抜取調査について加入者へ周知するとともに円滑な調査実施に努める。

オ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

(イ) 全筆調査の精度向上

ア) 損害評価研修会の開催

イ) 適切な損害評価地区の設定

ウ) 損害評価員適任者の確保

エ) 損害評価会委員等に対する損害評価結果のフィードバック

(ウ) 適正な抜取調査、出荷数量等調査の実施

(エ) 被害申告をした加入者に対する適切な損害評価結果の通知

(そば、ばれいしょ)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知

ア) そば、ばれいしょの生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握

被害（生育）概況を作物の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査し、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ) 適時的確な損害通知の徹底

定期的な被害（生育）概況調査により農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出するとともに、被害の発生状況、拡大・昂進状況に応じて適切に損害通知する。

ウ) 適正な被害申告の励行

広報紙等を活用して加入者に制度・仕組みを普及するとともに、損害発生時の速やかな被害申告を促す。

エ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

(イ) 適正な出荷数量等調査の実施

(ウ) 被害申告をした加入者に対する適切な損害評価結果の通知

(蚕繭)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知

ア) 被害概況の的確な把握

関係機関・団体等との連携を密にし、定期的な概況調査等により、被害申告の漏れが無いよう努める。

イ) 適時的確な損害通知の徹底

定期的な被害（生育）概況調査により農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出するとともに、被害の発生状況、拡大・昂進状況に応じた適切な損害通知の実施に努める。

ウ) 適正な被害申告の励行

広報紙等を活用して加入者に制度・仕組みを普及するとともに、損害発生時の速やかな被害申告を促す。

エ) 突発的な災害に対応する調査体制の概況整備・強化

(イ) 適正な出荷数量等調査の実施

(ウ) 被害申告をした加入者に対する適切な損害評価結果の通知

(5) 園芸施設共済

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

（ア）被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知

ア）適正な被害申告の励行

広報紙等を活用して加入者に制度・仕組みを普及するとともに、損害発生時の速やかな被害申告を促す。

イ）突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化と報告

突発的な災害発生時の概況調査体制の整備・強化を進めるとともに、迅速な取りまとめを徹底し、適時的確に農林水産省に損害通知する。

（イ）異動通知の励行

被覆期間、未被覆期間計画に変更が発生した場合、組合に報告する必要性について周知徹底し、速やかな異動通知を促す。

（ウ）広域災害に対応した損害評価体制の確立

広範囲に及ぶ災害発生時に適正な損害評価を実施するため、全職員対象の研修会を開催し、迅速に対応できる損害評価体制を確立する。

（エ）被害申告をした加入者に対する適切な損害評価結果の通知

(6) 任意共済

(建物共済)

ア 加入者からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図る。

イ 共済金の早期支払に努めるとともに、履行期限内支払いを徹底するため各種書類の管理等に留意し、より適正な事故処理に努める。

ウ 異常気象によって多発する自然災害に備え、職員の損害評価技術の向上、適正化と共済金の早期支払に資するため、本所・支所共催による損害評価技術研修会を開催する。

(農機具共済)

ア 加入者からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、事故処理の適正化と共済金の早期支払に努める。

イ 現地調査において、事故原因や事故範囲を特定するのに困難が想定される場合は、損害評価員との合同損害評価を実施し、適正な損害評価に努める。

5 損害防止事業の実施計画

(1) 農作物共済

ア 地域の実情に応じた病虫害防除の推進

(ア) 異常災害発生時の連携

いもち病の大発生等、異常災害時に緊急に対応できるよう、関係機関、団体等と連携を図る。

(イ) 産業用無人ヘリコプターによる共同防除の推進

(ウ) 病虫害発生状況の把握と情報提供

ア) 農作物病虫害適期防除推進圏等調査と情報提供

農作物病虫害適期防除推進圏を中心に巡回調査を定期的実施し、病虫害防除所等関係機関・団体と情報を共有するとともに指導協力を得て、組合員に的確な防除情報を提供し適期適正防除を推進する。

イ) 斑点米カメムシ類防除の徹底

良質米生産の課題となる斑点米カメムシ類について、掬い取り調査、防除チラシ等を活用し防除の徹底を推進する。

イ 有害鳥獣駆除組織等へ鳥獣害被害情報の提供及び情報共有

ウ 農薬の安全使用と危被害の未然防止の推進

エ 損害防止事業実施体制に係る検討

防除協議会等において、今後の損害防止事業実施体制等について検討協議を行う。

(2) 家畜共済

ア 農業者自らが実施する損害防止の支援

農業者が自ら行うリスク管理の重要性、効果的な損害防止の普及のため、次のことに取り組む。

(ア) リスク管理に関する情報の提供

(イ) 獣医師と連携した取り組みの展開

ア) 一般損害防止の展開

イ) 特定損害防止の展開

ウ) 農場HACCP、畜産GAPなど認証取得の支援

イ 関係機関・団体との連携強化

(ア) 宮城県畜産近代化計画策定への積極的な参画

(イ) 宮城県獣医療提供計画策定への積極的な参画

(ウ) 特定の疾病対策の検討と防疫体制の整備

ア) 一般損害防止の展開

イ) 特定損害防止の展開

ウ) 農場HACCP、畜産GAPなど認証取得の支援

(3) 畑作物共済

ア 地域の実情に応じた病虫害防除の推進

(ア) 地域の実情に応じた病虫害防除の推進

栽培の状況等地域の実情に応じた適正な病虫害防除を、関係機関・団体等と連携して推進する。

(イ) 産業用無人ヘリコプターによる共同防除の推進

(ウ) 難防除雑草に対応した普及情報等の提供

試験研究機関、普及センター等の関係機関・団体の指導協力により、県の普及に移す技術などの情報を生産者に提供する。

(エ) 適正な防除の推進

関係機関・団体等の指導、協力を得て、農薬の安全使用と危被害の未然防止を推進し適正な蚕室蚕具の消毒及び使用桑園の防除を推進する。

(4) 任意共済

ア 加入者に対する損害防止に関する注意喚起

(ア) 広報媒体の活用による損害防止の呼びかけ

(イ) 火災予防運動と連携した防火意識の高揚

(ウ) 農作業安全確認運動推進宮城県本部への参画と関係機関・団体と連携した農作業事故防止意識の高揚

6 執行体制の整備

(1) 執行体制の整備方策

ア ガバナンスの整備・強化

(ア) 理事会

定款、理事会運営規則に基づき理事会を開催して事業運営及び業務執行に関する審議を行う。

(イ) 監事会

監事監査規則に基づき監事会を開催し、監査の方針及び計画等について協議するほか、監事の職務権限を適切に行使し、業務執行状況を調査するため中間監査及び決算監査を実施する。

(ウ) 理事委員会

組合運営に関する諸課題について、組織運営委員会、事業推進委員会及び資金

運用委員会において協議を行う。

(エ) 家畜診療所運営委員会

家畜診療所の効率的な運営と診療業務の安定を図るための対策を検討する。

(オ) コンプライアンス改善委員会

コンプライアンス態勢の整備・確立・改善等を确实なものにするため、コンプライアンス改善委員会を開催する。

(カ) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティに関する事項の総括及びセキュリティ対策の重要事項を決定するため情報セキュリティ委員会を開催する。

(キ) 余裕金運用管理委員会

経理規則に基づき余裕金運用管理委員会を開催し、余裕金運用の適正な事務処理状況を確認する。また、本委員会において、余裕金運用の基本方針について協議し、理事会に提案の上方針を決定する。

(ク) 教育研修基金運用委員会

教育研修基金運用委員会において、教育研修基金の適正な運用及び管理を検討する。

イ N O S A I 人事システムの運用

N O S A I 団体の職員として最もふさわしい人材を育成することを目的とした、N O S A I 人事システムに基づき、職員の職務遂行能力の開発を進めるとともに、職員の自己目標設定による上司の支援を実施する。

ウ 適正な事務処理の徹底

公共的性格の団体としての使命と責任を認識し、信頼を失墜することのないよう適正な事務処理の励行に努める。

(2) 内部監査の充実

ア 自主点検の実施

自主点検実施要領に基づき、業務の健全性及び適切性を確保するため、年2回の自主点検を実施する。

イ 内部監査の充実

内部監査実施要領に基づき、農業保険事業の適正な運営に資するため、年2回、全部署を対象に監査室による内部監査を実施する。なお、実施に際しては、常例検査、監事監査結果等の改善状況の確認及び内部監査チェックリストにより行い内部監査の充実強化を図る。

(3) 組合の機構

- ア 事業推進体制の強化と将来にわたって安定的に事業を継続し得る執行体制とするため、組合の機構の見直しを検討し改善計画を策定する。
- イ 事務処理の統一を図り適切な事務処理に努めるとともに、本所、支所の連携を密に事業の円滑な実施に努める。

7 予算統制の方策

業務収支予算書に基づき常に支出の動向を見極め、予算内効率的支出に留意して予算統制を図る。

特に、平成 22 年 1 月 15 日に農林水産省から発出された「農業共済団体における効率的かつ適正な運営の推進について」の趣旨を踏まえ、業務経費全体の効率化等を図っていく。

8 事務機械化の実施方策

(1) 農業共済ネットワーク化情報システムの円滑な運用

- ア 農業保険法施行に伴うシステム改修を行い提供された、農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働に努める。
- イ 組合が管理する EUC システムについて整理統合し、制度改正に対応した改修を継続する。
- ウ 令和元年度に更新したシステム運用基盤の適正管理を行い、農業共済ネットワーク化情報システムを円滑に運用する。

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

- ア 組合情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を徹底する。
- イ 農業経営収入保険を含む農業保険ネットワークの統一基準に基づき分離した、基幹系システムと情報系システムの適正な運用管理を行う。

(3) 将来を見据えた情報システム環境の整備

ア 農業保険システム移行調査

従前の農業共済ネットワーク化情報システムから、収入保険システムと同一基盤で運用される予定の農業保険システムへ移行していくための調査検討を行う。

イ テレビ会議システムの環境整備

業務効率化並びに経費節減のため導入したテレビ会議システムの利用拡大と安定稼働を図るための環境整備を行う。

9 広報・広聴活動の実施方策

(1) 組合広報紙による組合員への情報周知

組合広報紙を年6回発行し、NOSA Iに関する情報を分かりやすく発信し、農業者への理解を深める。

(2) ホームページによる広報活動の展開

ホームページで、組合員や国民に向けて、NOSA Iの役割や貢献及び地域の情報等を適切に発信し、農業やNOSA Iに対する理解を促す。

(3) 農業保険の制度内容周知

組合広報紙、農業共済新聞等を通して、農業者に確実に周知するよう取り組む。

(4) 農業者のニーズ把握とその実現に向けた取り組みの強化

面談・訪問による加入推進等で農業者のニーズ把握に努め、ニーズについては、検討の上その実現に向けて取り組むとともに、仕組み改正等に係る事項については、農林水産省、全国農業共済協会及び全国農業共済組合連合会に対して適時的確に要望していく。

10 農業経営収入保険制度推進方策

(1) 農業者の経営展開に即したセーフティネットの提供

農業者の経営安定を図るため、関係機関、団体等と密接に連携しながら、農業経営収入保険制度（以下「収入保険」）の普及を図る。

ア 推進目標

NOSA I 全国連の加入推進目標 10 万経営体を踏まえ、本組合の加入目標 2,579 経営体の早期達成に向け取り組む。

なお、令和2年度の推進目標を 1,900 経営体とし、その達成を図る。

イ 収入保険の普及及び加入推進活動

(ア) 関係機関との連携

宮城県農業保険推進協議会及び地域農業保険推進協議会（以下「推進協議会」という。）を定期的に開催し、収入保険の効果的な普及・推進の方策を検討する。

(イ) 広報活動の強化

広報紙や農業共済新聞、パンフレット等の媒体、ラジオCMを活用し、収入保険の周知に努める。

(ウ) 説明会の開催

品目別または団体等ごとに収入保険の説明会を開催し、制度を周知する。

ウ 顧客リストの整備

アンケート及び個別訪問で得た情報や、推進協議会構成員等の協力を得て取得した情報を基に顧客リストを整備する。

エ 加入推進

顧客リストを基に推進対象者を選定し、個別訪問を基本として保険料や補償内容等の丁寧な説明を行い、加入を勧める。

(2) 推進体制

ア 推進体制の確立

推進対象者へ制度普及によるセーフティネットの提供を徹底するため、全職員による推進体制を確立する。

イ 人材育成と役職員の資質向上

収入保険の加入推進や職務遂行に必要な知識の習得のため、定期的に研修会を開催する等、役職員の資質向上を図る。

(3) 青色申告の普及

青色申告相談会を開催するとともに、関係機関と連携し、青色申告の普及に努める。

令和２年度収入保険の事業予定計画書

支 所	青色申告農業者 (経営体)	前年度引受実績 (経営体)	本年度引受計画 (経営体)
県 南	6 9 9	1 4 8	2 0 3
宮城中央	1, 6 6 3	1 2 1	2 6 2
亘理名取	1,0 3 7	7 6	1 7 4
六 の 国	9 7 4	8 9	1 8 1
大 崎	2,1 4 3	3 2 3	3 4 9
栗 原	9 5 4	1 4 7	2 0 9
迫	1,5 9 7	2 6 7	3 1 2
石 巻	1,2 4 6	1 0 2	2 1 0
合 計	1 0,3 1 3	1,2 7 3	1,9 0 0